

環境技術産学公民連携共同研究事業に係る申請及び実施に関する要領

第一章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市（以下「市」という。）が環境総合研究所において実施する環境技術産学公民連携共同研究事業（以下「共同研究事業」という。）について市の運用方法を定める。

(目的)

第2条 共同研究事業は、環境技術に係る産学公民連携による共同研究推進体制の構築を進めるものであり、市は各主体に対して環境研究の場の提供や環境技術開発等の契機創出及び環境技術に関する知見の提供を行うことでこれを支援し、また、成果を地域社会に還元するとともに、環境技術・環境研究の集積を図ることを目的とする。

2 共同研究事業は、市と参画主体で互いに保有する資源（人材、機材、知識等）を融通し、双方に有意義な成果を得ることを目指す。

(対象事業)

第3条 共同研究事業は、次の2事業により構成する。

- (1) 「公募型共同研究事業」（以下「公募事業」という。）は、市の抱える行政課題等を勘案の上、特定期間内に成果を得ることが期待できる研究内容について、研究事業を委託して実施する。
- (2) 「連携型共同研究事業」（以下「連携事業」という。）は、市が抱える行政課題等を勘案の上、市と参画主体が共同して実施する。

(実施)

第4条 共同研究事業については市が別途要領で定める「環境技術産学公民連携共同研究事業推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を組織・運営し、実施する。

2 市と参画主体は対等の立場で共同研究事業を実施する。

(研究分野)

第5条 共同研究事業の研究分野は、環境技術・環境研究に係る次の分野とする。

- (1) 脱炭素社会の構築
- (2) 循環型社会の構築
- (3) 自然共生型社会の構築
- (4) 安全・安心で質の高い社会の構築

(資格等要件)

第6条 共同研究事業への参画を希望する者（グループで研究を行う場合には、代表

者以外の者も含む。以下「参画希望者」という。)は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 環境技術についての研究を実施するに足りる十分な能力を有し、市をフィールドとした環境技術に関する研究を推進できるもの
- (2) 企業、大学、研究機関、非営利団体などとし、いずれも法人格を有するもの
- (3) 市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないもの
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していないもの

2 公募事業への参画希望者（以下「公募希望者」という。）にあつては、前項に加えて、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 市が定める期日までに当該契約年度の市業務委託有資格業者名簿に登録されていること。

（事前相談）

第7条 参画希望者は、当該事業について市に事前相談を行うことができる。

第二章 公募型共同研究事業

（公募）

第8条 市は、公募事業について、市が定める期間内において、第5条の研究分野に関連した研究事業（テーマ提案方式）又は第5条の研究分野から市が指定したテーマに関連した研究事業（特定テーマ方式）を公募する。

（公募事業に係る申請）

第9条 公募希望者は、環境技術産学公民連携公募型共同研究事業申請書（様式1）に必要な書類を添えて、市が定める期間内に市長に提出する。

2 前項に定める必要な書類は原則、次のものとする。ただし、継続申請にあつては、第2号以外の書類の提出を省略することができる。

- (1) 公募型共同研究事業計画（概要書）（様式2）
- (2) 研究費用見積額調書（様式3）
- (3) 共同研究を行うに足りる技術的能力を説明する書類（関連する研究発表論文・記事、特許情報等）
- (4) 公募希望者の事業概要が分かる書類（組織、運用体制の分かる会社・組織パンフレット、事業報告書等）
- (5) その他市長が必要と認めるもの。

3 公募事業の申請は、原則1主体につき1申請とし、研究費用の上限を200万円とする。

4 原則、次に掲げる経費は研究費用として計上することを認めない。

- (1) 研究実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、研究期間中に償却しない、又は汎用性の高い備品等の購入費
- (2) 学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- (3) 共同研究実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- (4) 共同研究に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- (5) その他、事業の実施に関連性のない経費

(公募事業実施候補者の特定)

第10条 市は、公募事業の新規申請があったときは、第6条に定める資格等要件を満たしているか確認し、公募希望者へその結果を提案資格確認結果通知書(様式4)により通知する。

- 2 前項に基づき、提案資格を有する旨通知した場合には事業実施条件等を協議の上、プロポーザル参加指名通知書(様式5)により通知する。
- 3 推進委員会において検討し、共同研究により市及び公募希望者にとって有意義な成果が得られるものと認められたときは公募型共同研究事業実施候補者(以下「公募事業実施候補者」という。)として特定する。

(委託業務内容の提示)

第11条 市は、公募事業実施候補者に対して、委託契約に基づいて実施する業務の内容を提示する。

- 2 前項で規定する委託契約に基づいて実施する業務は、市の抱える行政課題を勘案の上、公募事業実施候補者の知見が特に必要で、特定期間内に成果を得ることが期待できる研究内容とする。

(企画提案書の提出)

第12条 公募事業実施候補者は、前条の規定に基づき市から提示のあった内容に基づき、市が定める期間内に企画提案書(様式6)を市長に提出しなければならない。

- 2 提案書の提出要請を受けた者がそれを辞退する場合には市が定める期日までに辞退書(様式7)を提出しなければならない。

(公募事業実施の決定等)

第13条 市は、前条に規定する企画提案書の提出があったときは、企画提案書、プレゼンテーション等の内容を推進委員会において検討し、市と共同で研究を推進できるものと認めたときは、公募事業として特定する。

- 2 市は、前項に基づき特定された当該事業の公募希望者に結果通知書(様式8)により通知し、公募事業実施の決定をする。

(公募事業に係る共同研究実施計画)

第14条 市と前条第2項に基づき公募事業に参画する者(以下「公募事業参画者」という。)は協議し、公募事業の実施に係る詳細事項を定めた公募型共同研究実施計

画を策定する。

(共同研究事業の委託)

第15条 公募事業参画者（グループで研究を行う場合には、その代表者）は、遅滞なく市と委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

2 市は、前項に基づき委託契約を締結した共同研究事業に対して研究に要した経費を支出する。

3 委託契約に基づいて実施する業務については、契約書で定める期日までに完了しなければならない。

4 公募事業参画者（グループで研究を行う場合には、その代表者）が継続を希望し、かつ、推進委員会において継続することが有意義であると認められた場合には、原則2回まで継続することができる。

(公募事業に係る協定の締結)

第16条 市と公募事業参画者は必要に応じ第14条の規定により策定した公募型共同研究実施計画をもとに、研究の分担等詳細な事項を定めた共同研究に係る協定を締結し、これに従い公募事業を実施する。

2 前項の規定により協定を締結するときには、原則、次に掲げる事項を記載した内容とする。

- (1) 共同研究の題目
- (2) 共同研究の目的及び内容
- (3) 共同研究の実施期間
- (4) 共同研究の実施場所
- (5) 共同研究の管理及び分担
- (6) 共同研究に参加する研究員
- (7) 共同研究に係る費用について
- (8) 共同研究の成果の公表に関すること
- (9) その他共同研究を実施するために必要な事項

3 市及び公募事業参画者は、公募型共同研究実施計画書の主要な箇所について変更の必要が生じたときは、その旨を書面で通知し協議するものとする。ただし、共同研究に支障を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りではない。

第三章 連携型共同研究事業

(連携事業に係る申請)

第17条 連携事業への参画を希望する者は、連携型共同研究事業申請書（様式9）及び連携型共同研究事業計画（概要書）（様式10）を市長に提出するものとする。

2 共同研究の継続実施期間は、原則3年以内とする。ただし、気象条件等やむを得ない事情により共同研究を延長して実施する必要がある、推進委員会において継続することが有意義であると認められた場合に限り共同研究の継続実施期間を延長することができる。

(連携事業実施の決定等)

第18条 前条の申請があったときは、推進委員会において研究事業の必要性や実施可能性等を総合的に判断し、それを踏まえて市が実施の決定を行う。

2 結果の通知については、第13条第2項の規定を準用する。

(連携事業に係る共同研究実施計画)

第19条 市と前条第2項に基づき連携事業に参画する者(以下「連携事業参画者」という。)は協議し、連携事業の実施に係る詳細事項を定めた連携型共同研究実施計画を策定する。

(連携事業に係る協定の締結)

第20条 市と連携事業参画者は、前条の規定により策定した連携型共同研究実施計画をもとに、遅滞なく研究の分担等詳細な事項を定めた協定を締結し、これに従い連携事業を実施するものとする。

2 前項の規定により共同研究に係る協定を締結するときには、次に掲げる事項を記載した内容とする。

- (1) 共同研究の題目
- (2) 共同研究の目的及び内容
- (3) 共同研究の実施期間
- (4) 共同研究の実施場所
- (5) 共同研究の管理及び分担
- (6) 共同研究に参加する研究員
- (7) 共同研究に係る成果の取扱いについて
- (8) 共同研究の実施により生じた損害への対応
- (9) その他共同研究を実施するために必要な事項

3 市及び連携事業参画者は、連携型共同研究実施計画書の主要な箇所について変更の必要が生じたときは、その旨を書面で通知し協議するものとする。ただし、共同研究に支障を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りではない。

第四章 雑則

(共同研究事業の円滑な推進)

第21条 市並びに公募事業参画者及び連携事業参画者(以下「事業参画者」という。)は、互いに協力し適正な管理に努め円滑な共同研究事業の推進を図るものとする。

(進捗状況の報告)

第22条 事業参画者は共同研究事業の進捗状況について定期的に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告の方法及び時期については、市が別途定める。

(共同研究事業の中止等)

第23条 市及び事業参画者は、天災その他やむを得ない理由により共同研究事業の実施が不可能又は著しく困難となったときは、互いに協議の上、共同研究事業の一部又は全部を中止することができる。

2 市は、正当な理由がないにも関わらず、事業参画者が第15条第1項に規定する委託契約若しくは第20条第1項に規定する協定を締結せず、又は業務に着手すべき時期を過ぎても当該業務に着手しないときは、共同研究事業の実施の決定又は継続の承認を取り消すことができる。この場合において、事業参画者は、市の決定に対して異議を申し出ることができない。

3 市は、事業参画者の責めに帰すべき理由により、共同研究事業の実施期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるときは、共同研究事業の一部又は全部を中止することができる。この場合において、事業参画者は、市の決定に対して異議を申し出ることができない。

4 事業参画者は、前3項の規定により共同研究事業の一部若しくは全部を中止又は実施の決定若しくは継続の承認を取り消された場合において、市から貸与された必要機材等があるときは、速やかに当該機材等を市に返還しなければならない。

5 事業参画者は、第1項から第3項までの規定により共同研究事業の一部若しくは全部を中止又は実施の決定若しくは継続の承認を取り消された場合において、共同研究の実施場所に事業参画者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、事業参画者は、当該物件を撤去し、又は当該実施場所を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。この場合において、当該撤去等に要した費用は、事業参画者が負担する。

6 前項の場合において、事業参画者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は共同研究の実施場所の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、市は、事業参画者に代わって当該物件の処分又は共同研究の実施場所の原状回復若しくは取り片付けを行うことができるとともに、事業参画者に対して、当該撤去等に要した費用を請求することができる。この場合において、事業参画者は、市の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、市が支出した当該撤去等に要した費用を負担しなければならない。

(共同研究成果のとりまとめ及び公表等)

第24条 市及び事業参画者は、共同研究事業の実施期間中において、共同研究事業の成果を第三者に知らせようとするときには、それぞれの同意を得なければならない。

2 共同研究事業の実施終了後、市及び事業参画者は研究成果をとりまとめ、報告書を作成する。また、互いに報告書に疑義が無いことを確認の上、市はこれを承認する。

3 報告書の著作権等研究成果のとりまとめ及び公表に伴い発生する権利等については、原則市及び事業参画者に帰属するものとし、その持分割合については寄与割合

等を考慮し、協議した上で決定する。

- 4 市は共同研究事業の実施終了後、報告書を公表するものとする。ただし、市又は事業参画者にとって業務上の支障がある場合、相互協議の上、非公開の範囲を定めることができる。

(協力事項)

第25条 事業参画者は、共同研究事業の趣旨に則り、次の各号に掲げる事項について相互協議の上、協力を行うものとする。

- (1) 市が主催する委員会等への出席及び必要な資料の作成
- (2) 共同研究事業終了後における当該環境技術等の普及状況の報告
- (3) 次年度以降の産学公民連携事業の改善に資する知見の提供

(守秘義務)

第26条 市は、共同研究事業を通じて知り得た事業参画者の環境技術等に関する機密情報を、共同研究事業以外の目的で利用しないものとする。事業参画者は、環境技術等に関する機密情報を市に提供するに際し、市に対して守秘契約等を締結するよう要請することができる。

(貸与物滅失の免責)

第27条 市及び事業参画者は、貸与された必要機材等の滅失又は毀損等、共同研究に関して損害が発生した場合、損害を賠償しなければならない。ただし、それぞれの行為について故意又は過失がないことが証明された場合にはこの限りではない。

(その他)

第28条 本要領に定める事項について生じた疑義又は本要領に定めのない事項については、市及び事業参画者が協議して決定し、又は解決するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月25日から施行し、平成20年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月5日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月18日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月25日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月22日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月14日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式1-1①(テーマ提案方式 新規申請用)

年 月 日

環境技術産学公民連携公募型共同研究事業申請書
(テーマ提案方式)

(宛先)川崎市長

所在地 〒

名 称

代表者職氏名

環境技術産学公民連携公募型共同研究事業(テーマ提案方式)について、次のとおり新規申請します。

対象分野(4分野から選択)		
事業計画・研究計画名		
連絡先	担当者 役職・氏名	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

様式1-1②(特定テーマ方式 新規申請用)

年 月 日

環境技術産学公民連携公募型共同研究事業申請書
(特定テーマ方式)

(宛先)川崎市長

所在地 〒

名 称

代表者職氏名

環境技術産学公民連携公募型共同研究事業(特定テーマ方式)について、次のとおり新規申請します。

	研究テーマ名	
連絡先	担当者 役職・氏名	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

様式1-2①(テーマ提案方式 継続申請用)

年 月 日

環境技術産学公民連携公募型共同研究事業申請書
(テーマ提案方式)

(宛先)川崎市長

所在地 〒

名 称

代表者氏名(肩書含む)

環境技術産学公民連携公募型共同研究事業(テーマ提案方式)について、次のとおり継続申請します。

対象分野(4分野から選択)		
事業計画・研究計画名		
事業内容・研究内容	別紙のとおり	
申請金額	様式3のとおり	
連絡先	担当者 役職・氏名	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

様式1-2②(特定テーマ方式 継続申請用)

年 月 日

環境技術産学公民連携公募型共同研究事業申請書
(特定テーマ方式)

(宛先)川崎市長

所在地 〒

名 称

代表者氏名(肩書含む)

環境技術産学公民連携公募型共同研究事業(特定テーマ方式)について、次のとおり継続申請します。

研究テーマ名		
事業内容・研究内容		別紙のとおり
申請金額		様式3のとおり
連絡先	担当者 役職・氏名	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

様式2①(テーマ提案方式用)

公募型共同研究事業計画（研究計画）概要書
（テーマ提案方式）

(1) 全体計画

共同研究の目的（本事業に申請する目的）

希望する共同研究概要（追加説明等が必要な場合は別添資料を添付してください）

共同研究の実施場所

共同研究において予想される研究経費
(共同研究の期間中に必要な費用に限定)

申請者が担う研究行為（研究の基礎として活用する申請者が保有する技術・知見、設備、ネットワーク等）を具体的に記載してください。

市に期待する資源とその用途等（市有地もしくは市有設備の借用、体制整備支援等）を具体的に記載してください。

本研究の意義

（研究を実施することで具体的にどのようなことが川崎市に還元できるか。環境改善の効果や波及効果が期待されるか等を踏まえて記入してください。）

- ・ 研究の成果は行政課題をどのように解決できるか
- ・ 市内の環境改善に還元できるか

- ・ 川崎発の独自技術になりえるか（他社にない技術か・市内の原材料を活用するか等）
- ・ 環境技術・研究の市内集積に繋がるか

今後の展望（共同研究終了後の事業化・社会実装に向けた具体的なプラン・シナリオ）

特許申請や、他主体との共同研究による秘密保持規定等による情報開示制限の有無

本研究の関連技術（貴社技術にとられません）

本研究の他地域での実施状況

その他（特記すべき事項）

(3) 申請者概要(連携グループの場合、代表法人について記載してください)

法人名	
所在地	
代表者職氏名	
主な業務内容	
業績	

※法人を紹介するパンフレットや関連するカタログ等があれば添付してください。

<連携グループの場合>

体制図	
-----	--

様式2②(特定テーマ方式用)

公募型共同研究事業計画（研究計画）概要書
（特定テーマ方式）

(1) 全体計画

共同研究の実施方針

共同研究の実施計画（追加説明等が必要な場合は別添資料を添付してください）

実証技術の内容

分析項目及び実施方法

分析主体: 申請者自ら(又は外注等)
川崎市環境総合研究所

共同研究において予想される研究経費
(共同研究の期間中に必要な費用に限定)

今後の展望（共同研究終了後の普及展開等に向けた具体的なプラン・シナリオ）

特許申請や、他主体との共同研究による秘密保持規定等による情報開示制限の有無

本研究の他地域での実施状況

その他（特記すべき事項）

(3) 研究代表者概要

法人名	
所在地	
代表者職氏名	
主な業務内容	
業績	

※法人を紹介するパンフレットや関連するカタログ等があれば添付してください。

<体制>

体制図	
-----	--

(4) 共同研究に係る構成員名簿
各団体の研究の担当を記載してください。

研究における役割	[所属] 氏名	主な実績、資格等
研究代表者	[]	
研究参画者	[]	
〃	[]	
〃	[]	
	[]	
	[]	
	[]	
	[]	
	[]	
	[]	

(↓ 誓約いただける場合には、チェック(■)してください。誓約いただけない場合には、要件を満たしていないものと判断し、以降の審査を行いません。)

以上の者につき、次の要件を全て満たしていることを誓約いたします。

- (1) 環境技術についての研究を実施するに足りる十分な能力を有し、市をフィールドとした環境技術に関する研究を推進できるもの
- (2) 企業、大学、研究機関、非営利団体などとし、いずれも法人格を有するもの
- (3) 川崎市暴力団排除条例(平成 24 年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないもの
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第1項又は第2項の規定に違反していないもの

様式3

研究費用見積額調書

(単位:円)

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額
小 計				
消費税及び地方消費税				
総 額				

様式4

提案資格確認結果通知書

年 月 日

商号及び名称
代表者職氏名

川 崎 市 長 名

年 月 日付で公表された次の件について、提案資格確認結果を通知します。

1 件 名 環境技術産学公民連携公募型共同研究事業委託

2 履行場所 川崎市内その他

3 提案資格の有無

(有の場合)資格を有することを認めます。

(無の場合)次により、資格を有することを認めません。

理由:〇〇のため

(前年度中に通知をする場合)

4 その他

当該事業実施の決定の効果は 年 第 回川崎市議会における本事業委託に係る予算の議決を要します。)

※上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに下記担当課へその旨を書面で提出してください。

担当課 環境局環境総合研究所
電話 044-276-8964
FAX 044-288-3156
E-mail 30sotosi@city.kawasaki.jp

様式 5

プロポーザル参加指名通知書

年 月 日

商号及び名称
代表者職氏名

川 崎 市 長 名

次の件について、プロポーザルを行いますので、参加されたく通知します。

- 1 委託名 環境技術産学公民連携公募型共同研究事業委託
委託内容 別紙のとおり
履行期限 年 月 日 ()
- 2 提案内容の評価基準
- 3 担当部課
川崎市環境総合研究所
川崎市川崎区殿町3丁目25番地13号 川崎生命科学・環境研究センター3階
電話：044-276-8964 E-mail：30sotosi@city.kawasaki.jp
- 4 提案書提出の期限、場所及び方法
年 月 日 () 時 (必着) までに郵送又は持参により提出すること。
提出場所は「3 担当部課」と同じ。
- 5 要請手続きにおいて使用する言語及び通貨
使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- 6 契約書作成の要否 要
- 7 関連情報を入手するための照会窓口 「3 担当部課」と同じ
- 8 評価が同点となった場合の措置
- 9 その他必要と認める事項
(前年度中に内示をする場合：当該事業実施の決定の効果は 年 第 回川崎市議会における本事業委託に係る予算の議決を要します。)

様式6

年 月 日

事業計画（研究計画）企画提案書

(宛先)川崎市長

所在地 〒

名 称

代表者職氏名

様式7

辞退書

年 月 日

(宛先)川崎市長

所在地 〒

名 称

代表者職氏名

この度のプロポーザルについては辞退することを報告いたします。

- ・ 委託名 環境技術産学公民連携公募型共同研究事業委託
- ・ 履行期限 年 月 日 ()

様式 8

結 果 通 知 書

年 月 日

商号及び名称
代表者職氏名

川 崎 市 長 名

提案があった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

件 名 環境技術産学公民連携公募型共同研究事業委託
(研究タイトル)

結 果 提案内容の審査及び評価の結果、事業実施を決定しました。
内示額 円

その他

- ・ 契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。
(前年度中に内示をする場合↓)
- ・ 当該事業実施の決定の効果は 年 第 回川崎市議会における本事業委託に係る予算の議決を要します。

担当課 環境局環境総合研究所
電話 044-276-8964
FAX 044-288-3156
E-mail 30sotosi@city.kawasaki.jp

環境技術産学公民連携連携型共同研究事業申請書

(宛先)川崎市長

所在地 〒

名 称

代表者職氏名

環境技術産学公民連携連携型共同研究事業について、次のとおり申請します。

対象分野(4分野から選択)		
事業計画・研究計画名		
連絡先	担当者 役職・氏名	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

連携型共同研究事業計画（研究計画）概要書

(1) 全体計画

共同研究の目的（本事業に申請する目的）

希望する共同研究概要（追加説明等が必要な場合は別添資料を添付してください）

共同研究の実施場所

申請者が担う研究行為（研究の基礎として活用する申請者が保有する技術・知見、設備、ネットワーク等）を具体的に記載してください。

市に期待する資源とその用途等（市有地もしくは市有設備の借用、体制整備支援等）を具体的に記載してください。

本研究の意義

(研究を実施することで具体的にどのようなことが川崎市に還元できるか。環境改善の効果や波及効果が期待されるか等を踏まえて記入してください。)

- ・ 研究の成果は行政課題をどのように解決できるか
- ・ 市内の環境改善に還元できるか

- ・ 川崎発の独自技術になりえるか (他社にない技術か・市内の原材料を活用するか等)
- ・ 環境技術・研究の市内集積に繋がるか

今後の展望 (共同研究終了後の事業化・社会実装に向けた具体的なプラン・シナリオ)

特許申請や、他主体との共同研究による秘密保持規定等による情報開示制限の有無

本研究の関連技術（貴社技術にとらわれません）

本研究の他地域での実施状況

その他（特記すべき事項）

(3) 申請者概要(連携グループの場合、代表法人について記載してください)

法人名	
所在地	
代表者職氏名	
主な業務内容	
業績	

※法人を紹介するパンフレットや関連するカタログ等があれば添付してください。

<連携グループの場合>

体制図	
-----	--

